

三重県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	三重県立小児心療センターあすなる学園
	<p>①子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>(1) 関係機関の個別事例に対する医療支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所への定期的な医師派遣（3ヶ所に毎月1名） ・児童自立支援施設のカンファレンスに対する医師派遣（1ヶ所に毎月1名） ・特別支援学校に対しての医師派遣（1ヶ所に年6回） ・紀北地域でのサテライト診療実施（尾鷲総合病院に毎月3回派遣） ・途切れのない支援システム構築新規市町への運用支援 (システム構築市町への初期支援 要請の都度随時) <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>(1) 小児科医師や精神科医師に対する研修の実施 症例検討会、外来陪診、入院治療・外来療育の見学</p> <p>(2) みえ発達障害支援システムアドバイザーへのスーパーバイズ (現地指導等含め随時)</p> <p>(3) こどもの在籍機関職員（教員・幼稚園教諭・保育士等）に対する、スキルアップのための研修会実施 (5圏域で開催・・・H21実績の621名程度の参加者を予定)</p> <p>(4) 志摩市等が新規に取り組む「発達障害療育教室」にかかる療育手法の開発及び支援（事前調整及び療育指導・・・12回×2市町）</p> <p>(5) みえ発達障害支援システム開発アドバイザーミニ学会の開催</p> <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <p>(1) あすなるシンポジウムを開催し、子どもの心の諸問題に関して広く情報の提供を行う。</p>	

大阪府の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成22年4月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	大阪府立精神医療センター松心園
	<p>① 子どもの心の診療支援（連携）事業</p> <p>心療機能強化事業 医師5名、心理士4名、PSW2名、看護師1名を採用し心療強化を実施し待機患児の解消を図る。 確定診断について昨年と同数の診断を行う。 枠外診断について昨年と同数の診断を行う。</p> <p>診療支援・ネットワーク事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等との連携 子育て支援課・児童相談所・学校の教師等カンファレンスを実施する。 ・教育関係機関との連携 大阪府教育会での会議 枚方市教育委員会との連携 寝屋川市教育会との連携 学校訪問を行い必要に応じた症例検討相談 医師が学校に出向き講演会の開催 ・福祉施設との連携 枚方市障害等関係機関連絡協議会に出席 ・保護者との連携 来年療育を受ける保護者に対し、基礎講座・実践講座を行う ・研修会・学会等に参加する ・巡回医療相談 月に1回の割合で施設を定期的に巡回訪問し困難事例のケースカンファレンスを行う <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会年間5回実施する予定 そのうち1回については、寝屋川教育委員会との共催で講演会を実施 ・静岡県立こども病院の大石医師を月1回招聘し診療等指導助言をもらう <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業報告書を作成予定 	

鳥取県の「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容
事業の実施予定時期	平成22年4月(開始:平成20年9月～) から
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称
	国立大学法人鳥取大学医学部附属病院
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <p>ア) 地域保健福祉関係機関支援ネットワークの構築<県実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と地域の保健福祉関係機関等との支援ネットワーク構築のため、ネットワーク会議を開催する。 ・年4回程度開催。 <ul style="list-style-type: none"> * 主として、地域における子どもの心を診療できる医師の掘り起こしと第一次、二次、三次医療機関の連携のあり方について検討。 <p>イ) 拠点病院内事業運営チームでの検討<拠点病院実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県拠点病院(鳥取大学医学部附属病院)内に事業運営チームを設置した。今年度も継続して実施する。事業運営チームは、事業に関する企画やネットワーク会議での議題提案や対応案等を検討する場である。 ・月1回開催。 <ul style="list-style-type: none"> * 医療機関支援マップ作成について検討。 * 保護者向け健診時リーフレット作成について検討。 * 一般向け研修、専門家向け研修の企画。等 <p>ウ) 児童福祉施設への支援<拠点病院実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、臨床心理士が、児童養護施設や児童自立支援施設など児童福祉施設に出向き、事例検討会に参加する他、職員へのコンサルテーションを行う。 ・月1～2回程度の訪問を計画。 <p>エ) 事務局運営事業<拠点病院実施></p> <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <p>ア) 医師に対する研修・養成<拠点病院実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 児童精神科医を招いての医師向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> * 国立精神・神経センターから講師を招き、研修会を予定。 2) 子どもの心の診療医育成後期研修コース設置検討 <p>イ) 地域支援・人材の育成<拠点病院・県実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ペアレントトレーニング指導者養成 <ul style="list-style-type: none"> * 保健師、保育士によるペアレントトレーニングができるよう指導者養成をしていく。 2) 児童福祉施設職員向け研修会<拠点病院・県実施> <ul style="list-style-type: none"> * 虐待、発達障がいテーマとした研修会を計画。 <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <p>ア) 市民フォーラムの開催<拠点病院・県実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 子どもの心の支援フォーラム開催 <ul style="list-style-type: none"> * 地域住民を対象として、発達障がい等に関する理解・普及啓発を進めるため、医療的側面からのフォーラムを開催する。 * 平成22年度は2回開催予定。 <p>イ) 子どもの心に関する情報発信・普及啓発<拠点病院実施></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ホームページの充実 2) 保護者向けリーフレット作成 <ul style="list-style-type: none"> * 健診時に保護者の子育て不安に応えるリーフレットを作成。

長崎県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	<p style="text-align: center;">拠点病院の名称</p> <p style="text-align: center;">長崎県子どもの心の診療拠点病院ネットワーク (長崎大学病院、長崎県立こども医療福祉センター、長崎県精神医療センター、(医)カメラリア大村共立病院)</p> <p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の診療拠点病院連絡協議会開催 4回 事業を進めるにあたっての協議を行う。 ・合同研修会 2回 拠点病院群職員研修 ・拠点病院群合同調査・研究 調査研究継続: PLEs 患者の遺伝子研究、発表 ・拠点病院群職員の研修派遣 8名 各種研修会に派遣 <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材の作成 研修医用ワークブック 研修会用 (一般医師、教職員、コメディカルスタッフ、看護師 他) ・研修会の開催 医療関係者、教育・行政職員、地域ケアワーカー 等 ・専門職向け相談会の開催 保健・医療・福祉・教育に直接関わっている従事者を対象とした相談会を開催。 ・講演会(シンポジウム) 子どもの心の診療関係者全員を対象とし講演会の開催。 ・研修医研修 長崎大学病院の研修にリンクした子どもの心の診療医養成 予定 : 1名 9月～ <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの心の拠点病院群啓発事業 拠点病院や相談窓口等の啓発パンフレット等の配付、ホームページの更新等。 一般向け講演会

佐賀県の子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の事業内容
(平成22年度)

実施事業の内容等

区 分	内 容	
事業の実施予定時期	平成 22 年 4 月 から	
事業内容 (具体的な事業内容をできるだけ詳細に記入すること。)	拠点病院の名称	国立病院機構 肥前精神医療センター
	<p>①子どもの心の診療支援(連携)事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常設の児童精神科に係る相談窓口を肥前精神医療センターに開設 ・虐待等を受けた子どもの一時保護委託入院 ・関係機関からの困難事例における入院及びネットワークマネジメント ・医療機関、児童相談所、学校等から紹介された児童に対する外来診療 ・家族統合を含む地域での医学的支援 ・発達障害支援センター「結」、NPO「それいゆ」、佐賀大学小児科等と連携した診療支援 <p>②子どもの心の診療関係者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民がアクセスのよい身近なところで児童精神医療が受けられることを目的として、一般開業医(小児科・精神科等)に対し、児童精神科領域のセミナー、研究会、勉強会等を通じてそのレベルアップ(診断技術の向上)を図る。 ・基礎的な小児科及び精神科医療を経験した医師に対して2年間程度の実地研修を実施し専門性の向上を図る。 ・医師養成研修センターを設置し、児童精神科医師を養成するためレジデント等の実地研修を実施する。 ・児童精神科に係る保健師、保育士、教員、心理療法士、PSW等の実地研修を行う。 <p>③普及啓発・情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥前公開講座を開催し、子どもの心の諸問題に関して広く情報の提供を行う。 <p style="margin-left: 20px;">○肥前公開講座の開催</p> <p>肥前精神医療センターの医療や養育の内容をシンポジウムにおいて外部に発信し、併せて外部の情報を広聴し、関係機関との相互理解を深める機会とする。</p> <p>詳細は別紙</p>	

資料 4

子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に対する意見の中間的な整理（案）

平成22年7月30日

- (1) 平成20年度から平成22年度までの予定で開始された「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」（以下、「推進事業」という。）について、助言、評価等を実施するために設置された、「子どもの心の診療拠点病院の整備に関する有識者会議」では、子どもの心の診療体制整備の状況について、推進事業を実施している11の都府県からの聴き取りや都道府県等に対するアンケート調査（平成21年11月～平成22年1月）を実施し、厚生労働科学研究奥山班（「子どもの心の診療に関する診療体制確保、専門的人材育成に関する研究、平成20年度～）の協力を得て、推進事業の評価について検討した。
- (2) 推進事業を実施している自治体からの聴き取り調査では、それぞれの自治体において拠点医療機関を中心として、地域の医療機関の診療支援や福祉・教育機関への専門医師の派遣等の診療連携の実施、開業小児科医や開業精神科医、医療従事者等に対する研修や講習会の実施、一般住民が参加できる講演会の開催や子どもの心の診療に関するパンフレット等の作成による普及啓発を進めていることが紹介された。
- (3) アンケート調査の結果からは、推進事業を実施している自治体では、実施していない自治体と比べて、子どもの心の問題についての診療支援体制整備や保健・福祉関係機関との連携会議の開催等の支援体制の整備、ポスター等を使用した普及啓発が進んでいることが判明した。
- (4) 奥山班が実施した患者の保護者に対する調査では、推進事業の実施前後及び実施有無で比べたところ、症状に気づいたときにどこに相談していいか困った患者の割合は、推進事業を実施している自治体において、実施前と比べて実施後で減少していることが判明した。また、拠点病院を受診するまでの期間については顕著な変化が見られなかったが、詳細な要因等を含めた調査の実施を検討する必要がある。
- (5) 有識者会議に提示されたこれまでの結果から、推進事業は、地域の診療連携や地域の診療関係者の研修等による地域の子どもの心の診療体制整備に寄与するとともに、患者の相談すべき医療機関等について適切な情報提供が行われていることが推測される等、地域の子どもの心の診療体制の構築のために重要な役割を果たしていると推測される。

- (6) 従って、地域の子どもの心の診療体制が構築され、安定してその機能を発揮できるよう、全ての都道府県で効果的に推進事業を実施できるような仕組みの導入を検討すべきであり、自治体は、この仕組みを活用して積極的に、子どもの心の診療体制の構築、維持に努めるべきである。

- (7) なお、推進事業を全国的に実施する際には、関係学会・団体等による専門医師育成の取組と連携して推進していくことが必要である。